

「再発防止委員会設置規程」の改正について

1. 再発防止の検討体制の現状と改正趣旨

- 「再発防止委員会設置規定 第4条第1項」（別添1 第4条）により、「委員会は、医療の専門家で委員構成し、20名以内で組織する。」と規定されている。
- 現在、再発防止委員会委員は20名（医療学術団体、支援団体、医療安全、情報管理、法曹界、患者国民代表、業務関連団体などの多職種）（別添2）で構成され、医療機器や医薬品等に関する企業代表の参画はない。
- 「再発防止のあり方に関する作業部会（WG）」（令和5年度）では、「提言の検討段階から企業と連携することによって、より実現可能性の高い立案につながることを期待される。このため、医薬品・医療機器等を開発する側の代表が再発防止委員会に参画する等、センターと連携する体制を検討する。」と提言された。
- 再発防止の検討においては、実現への実効力強化を図ることなどを目的とし、再発防止委員会に医療機器や医薬品等に関する企業代表が参画できる体制を整えることが望まれる。
- 上記の理由、ならびに今後の検討にあたって、他領域の専門家の参画を要すことも想定されるため、委員構成人数に関する規約を複数名増やす方向で改正が必要と考える。

2. 改正案

- 第4条 委員会は、医療の専門家で委員構成し、~~2520~~名以内で組織する。
（別添1参照）

再発防止委員会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 日本医療安全調査機構定款第45条の規定に基づき、医療法第6条の16第1項第1号に規定される整理及び分析並びにこれに基づく再発防止策の策定について、適正な運営を図るため再発防止委員会（以下「委員会」という。）を設置して、その任務、構成及び運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、専務理事の諮問機関として、医療法第6条の11第1項に規定される病院等の管理者が行った医療事故の調査の結果（以下「院内事故調査結果」という。）の報告により収集した事例を匿名化・一般化し、データベース化、類型化するなどして類似事例を集積し、共通点・類似点を調べ、傾向や優先順位を勘案し、一般化・普遍化した報告の作成をするとともに、再発防止策の立案を行うために、再発防止委員会を設置し、これを答申する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、以下の事項を所掌する。

- (1) 収集した情報の分析を踏まえ、医療機関の体制・規模等に配慮した再発防止策を検討すること。
- (2) 集積した情報に基づき、個別事例ではなく全体として得られた知見を繰り返し情報提供する効果的なわかりやすい普及啓発方法を検討し、普及啓発内容を取りまとめること。
- (3) その他再発防止策及びこれに係る普及啓発に関する事項の検討を行うこと。

(組織)

第4条 委員会は、医療の専門家で委員構成し、~~2520~~名以内で組織する。

- 2 前項に規定する委員のほか特別の事項を審議する必要があるときは当該事項に関する専門的な学識経験を有するものを委員とすることができる。
- 3 委員は、総合調査委員会及び個別調査部会の委員を兼任することができる。
- 4 委員は、専門分析部会の部会員を兼任することはできない。

(委員の選任及び解任)

第5条 委員は、理事会が選任し、解任する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から理事長が指名して選定し、解職する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長が欠けたとき又は事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第8条 委員長は、委員会を招集し、開催する。

- 2 委員長は、再発防止委員会が必要と認めたときは、専門分析部会の部会員に対し、委員会への出席及び、審議に必要な意見を求めることができる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席によって開催することができる。
- 4 委員会の審議及び議事録は非公開とする。

(情報の管理)

第9条 委員会で使用する資料は、分析に必要な情報とし、再発防止策等医療安全に資する検討以外の目的には使用しないものとする。

- 2 委員会の委員は、検討を行う際に知り得た情報を、第三者に漏洩してはならない。この義務は、委員を退任した後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、医療事故調査・支援事業部分析班において処理する。

- 2 委員への謝金は別途、業務経費取扱規程で定める。

(雑則)

第11条 本規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、専務理事が別に定める。

附則（平成27年8月3日理事会決議）

この規程は、平成27年8月17日から施行する。

一般社団法人 日本医療安全調査機構
再発防止委員会 委員

No.	委員氏名	所属・役職
1	委員長 マツバラ ヒサヒロ 松原 久裕	千葉大学大学院医学研究院 先端応用外科 教授
2	副委員長 ウシロ シン 後 信	九州大学病院 医療安全管理部 部長・教授
3	アライ ヤスオ 荒井 康夫	北里大学 未来工学部 データサイエンス学科 講師
4	ウエノ ミチオ 上野 道雄	公益社団法人 福岡県医師会 参与
5	カトウ ヨシオ 加藤 良夫	栄法律事務所 弁護士
6	クママル ヒラク 隈丸 拓	東京大学大学院医学系研究科 医療品質評価学講座 特任准教授
7	コダマ ヤスシ 児玉 安司	新星総合法律事務所 弁護士
8	コマツバラ アキノリ 小松原 明哲	早稲田大学理工学術院 創造理工学部 経営システム工学科 教授
9	サカイ ヒロミ 坂井 浩美	公益社団法人 東京都看護協会 教育部 次長
10	サカイ ヨシロウ 坂井 喜郎	公益社団法人 日本精神科病院協会 理事
11	サトミ トモミ 里見 智美	独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 医療機器安全対策・基準部 医療安全情報管理課 課長
12	テライ ミネコ 寺井 美峰子	公益財団法人 田附興風会 医学研究所北野病院 看護部長
13	ハラ マスミ 原 真純	帝京大学医学部附属溝口病院 病院長
14	フクシ ケンジ 福士 賢治	公益社団法人 日本歯科医師会 理事
15	フジワラ ヨシマサ 藤原 慶正	公益社団法人 日本医師会 常任理事
16	フセ アケミ 布施 明美	公益社団法人 日本助産師会 理事
17	フナコシ リョウカン 舟越 亮寛	一般社団法人 日本病院薬剤師会 理事
18	マツモト モリオ 松本 守雄	一般社団法人 日本医学会連合 理事
19	ヤノ マコト 矢野 真	日本赤十字社 総合福祉センター 所長
20	ヤマグチ イクコ 山口 育子	認定NPO法人 ささえあい医療人権センターCOML 理事長